

第百九十六回国会

参議院文教科学委員会會議録第六号

平成三十年四月十七日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

四月十日

辞任

四月十一日

辞任

四月十六日

辞任

四月十六日

辞任

小野田紀美君

補欠選任

福岡 資麿君

補欠選任

林 芳正君

補欠選任

小野田紀美君

補欠選任

福岡 資麿君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

高階恵美子君

上野 通子君

大野 泰正君

神本美恵子君

吉良よし子君

赤池 誠章君

石井 浩郎君

今井絵理子君

衛藤 晟一君

橋本 聖子君

福岡 資麿君

水落 敏栄君

大島九州男君

宮沢 由佳君

佐々木さか君

新妻 秀規君

高木かおり君

木戸口英司君

蓮 舫君

松沢 成文君

発議者 福岡 資麿君

発議者 松沢 成文君

委員以外の議員

発議者 山本 博司君

発議者 中山 恭子君

国務大臣

文部科学大臣 林 芳正君

事務局側

常任委員会専門員 戸田 浩史君

本日の會議に付した案件

○障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案(大野泰正君外八名発議)

○国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案(上野通子君外九名発議)

○委員長(高階恵美子君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、小野田紀美君が委員を辞任され、その補欠として福岡資麿君が選任されました。

○委員長(高階恵美子君) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案及び国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案を一括して議題といたします。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について、発議者山本博司君から趣旨説明を聴取いたします。山本博司君。

○委員以外の議員(山本博司君) ただいま議題となりました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案につきまして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

文化芸術を創造し、享受することは、障害の有無にかかわらず、人々の生まれながらの権利であります。文化芸術は、人々の心に直接的に訴えることにより、障害の有無による分け隔てなく、深い共感や相互理解をもたらすものであります。

近年、文化芸術の分野においては、アールブリュット、生の芸術等の呼称で、専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が注目されてきております。既成の概念にとられないこれらの作品の特性は、文化芸術の発展に寄与しておりますが、その中心となつてゐるものは障害者による芸術作品であり、とりわけ、我が国の障害者による作品は、国際的にも高い評価を得ております。

現在、平成三十二年の東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けて、文化プログラムが実施されておりますが、両大会の開催を契機として障害者による文化芸術活動の推進に関する機運を高めていくことが重要であります。

本法律案は、このような視点に立ち、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、将来にわたつて障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ろうとするものであります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術の鑑賞等を含め障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること

を旨として行われなければならないこと等を定めております。

第二に、障害者による文化芸術活動の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないとしております。

第三に、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないとするとともに、地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における計画を定めるよう努めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動に関し、文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術作品等の発表の機会の確保、芸術上価値が高い作品等の評価及び販売等に係る支援、権利保護の推進等の必要な施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする等々を定めております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高階恵美子君) 次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について、発議者松沢成文君から趣旨説明を聴取いたします。松沢成文君。

○松沢成文君 ただいま議題となりました国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案につき

まして、発議者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

現在、世界には、美術のオリンピックとも称されるベネチア・ビエンナーレに代表されるように、国際的に大きな影響力を有する文化芸術の祭典があります。我が国においても、そのような世界レベルの国際文化交流の祭典を実施していくことは、世界の文化芸術の発展に貢献するものであり、国内の文化政策の観点に加え、我が国の国際的地位の向上等の観点からも重要な課題となっております。

また、近年、日本各地において、地域の歴史や風土等を生かした各種の国際文化交流の祭典が実施されており、これらは活力ある地域社会の実現にもつながるものであります。

本法律案は、このような視点に立ち、国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めようとするものであります。

以下、本法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、基本理念として、国際文化交流の祭典の実施の推進について、国際文化交流の場の提供により我が国に対する諸外国の理解の増進を図ること、世界レベルの祭典の実施を目指すこと、全国各地において多彩な祭典が実施されるようにすること等を定めております。

第二に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、政府は、必要な財政上、税制上の措置等を講じなければならないとしております。

第三に、政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本計画を定めなければならないとしております。

第四に、基本的施策として、国は、世界レベルの祭典及びこれを目指す大規模な祭典について、継続的かつ安定的な実施、国際的な評価の確立及び向上等に必要の施策を講ずるとともに、地域の祭典を含む幅広い国際文化交流の祭典について、

その企画等に関し専門的能力を有する者の確保、祭典の実施の支援等に必要の施策を講ずるものとしております。また、地方公共団体においても、国の施策を勘案し、地域の実情に応じた施策を講ずるものとしております。

第五に、政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省等の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

○委員長(高階恵美子君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○吉良よし子君 日本共産党の吉良よし子です。先ほどの理事会では報告ありませんで、後でということですが、質問に先立って一言申し上げたいと思うんです。

加計学園に関わる新たな文書について、報道では、文科省においては確認できなかった、その一方で、今治市の官邸訪問については知っていた旨の報道がありました。これ、事実とすれば重大な事実です。

また、辞職して一年以上たつ前事務次官の出会い系バー通いについて一方的な報道に基づき執拗な調査を行った文科省の対応、この間問題になっている、一方で、現職の財務事務次官がセクハラをした若しくは女性の接客する店で言葉遊びをしていても不問に付している。安倍政権のこの政治姿勢というのは本当に異常としか言いようがない事態だと思えます。

こうした様々な問題の真相究明、事実を明らかにする必要がある、本委員会でもそのような場をしっかりと持っていたことを強く要求いたします。

して、法案の質疑に移りたいと思います。まず、両法案に関わって、両法案を所管することとなる文科大臣に伺います。

二法案が提出された背景には、諸外国に比して少な過ぎる文化予算の下では文化芸術活動を行うのに推進できないという文化芸術に携わる人々の共通の認識があるように思えます。文化芸術基本法の質疑の際には、この予算規模を思い切った増額すべきとだしたのに対して、当時の松野文科大臣は、趣旨を踏まえ、文化芸術振興のための予算の充実に努力をしまいたいという答弁をされました。しかし、今年度の文化予算については一千億円の微増にとどまっている状況です。

文化芸術活動の裾野を広げるためには、やはりそれではなくて、抜本的にこの予算、増額することが必要と考えますが、大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 文化芸術施策の推進に当たりましては多様な文化芸術の保護、発展を図られる必要がございます。我が国の文化芸術を振興するために、芸術家等の人材の育成、また広く国民に開かれた参加、鑑賞機会の充実、地域、学校等での文化活動の充実、文化関係機関への支援、観光、まちづくり、国際交流、福祉、産業等との連携など、関連する施策を国、地方、民間などとともに総合的かつ計画的に推進していく必要があると考えております。このため、文化芸術基本法では、政府は、文化芸術施策の実施に必要な法制上、財政上又は税制上の措置を講じていくように求められておるところでございます。

文部科学省としては、今後とも文化芸術の振興に必要な予算の確保に努めてまいりたいと思っております。

○吉良よし子君 努めてまいりたいということですが、それでも、抜本的な増額を改めて要求したいと思えます。

そして、もう一つ確認をしておきたいと思えます。文化芸術を進める基盤となるのが芸術家の自主

性、そして表現の自由の尊重だと思えます。どのような発表の場であっても、誰であっても、不当な理由でそうした自由を侵害されたり、芸術家の自主性が奪われるようなことはあってはならないです。時の政権の意向に沿ったような方が支援を受けられるのではと、意向をそんたくして創作活動を萎縮させるようなことはあってはならないと考えますが、その点、大臣のお考えを伺いたいと思えます。

○国務大臣(林芳正君) 文化芸術活動におきまして表現の自由は極めて重要であり、我が国の憲法第二十一条で保障されている権利でございます。

昨年六月に改正されました文化芸術基本法においては、改正前においても文化芸術活動を行う者の自主性の尊重について繰り返し規定をされており、また、改正後は、「文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し」という文言が新たに追加されるなど、改めてその必要性について明文化をされたところでございます。

文科省としては、障害者の文化芸術活動や国際文化交流の推進に当たりまして、この文化芸術基本法の理念を踏まえ、文化芸術活動を行う者の自主性と表現の自由を十分に尊重した施策を推進してまいりたいと考えております。

○吉良よし子君 文化芸術、鑑賞すること、参加すること、さらに、創造し、発表の場や機会が保障されることはもう本当に国民の権利です。大臣も極めて重要とおっしゃられましたけれども、その芸術家の自主性、表現の自由の尊重、また予算の抜本的な増額、改めて強く求めまして、次に、両法案の提出者に法案について伺っていきいたいと思えます。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法案についてでございます。

法案の基本理念において、専門的な教育に基づかず人々が本来有する創造性が発揮された作品が高い評価を受け、その中心が障害者の作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化するとあります

が、これだけ見ていると、芸術上価値が高い作品等だけを支援するというふうに読めなくもない部分があると思います。

しかし、私は、価値の高低にかかわらず、全ての障害者の文化芸術活動を支援することが必要と考えますが、本法案もそうした立場という理解でよろしいかどうか、御説明をよろしく願います。

○委員以外の議員(山本博司君) 吉良委員にお答え申し上げます。

今回の、芸術上の価値が高くなければ支援がされないのではないかと、こういう御懸念についての御質問をいただいたものと思いますけれども、この法案は、まず基本理念の第一に、芸術上の価値を問わず、障害者の方々の文化芸術活動について幅広く促進することをまず掲げております。これは、文化芸術を創造し享受することが人々の生まれながらの権利であることを鑑みただけでございます。これに加えて、この法案では、芸術上価値が高い作品等について定め、優れた才能の更なる飛躍に向けた支援も行うという仕組みとしておりまして、両方の観点から支援を定めているわけでございます。

御指摘の芸術上価値の高い作品等について規定しておりますのは、近年、アールブリュットなどの呼称で障害者の方々の作品が優れた作品として高い評価を受けるようになっていながらも、なかなか、そうした作品等についての支援が十分ではない、それが世に出ないままとなっていることや、また、販売、公演等の事業化が円滑に進んでいない、こういった課題があることがございまして、特にそれに対応する必要があることからでございます。

この法案を契機として、全ての障害者の文化芸術活動の推進について一層の充実を図ることが重要であると考えております。

○吉良よし子君 幅広く支援するのが基本であり、また全ての障害者の芸術活動を推進するというお立場ということでした。

その上で、障害者の文化芸術に関する理解や作品の評価などについて、国内においては途上であることを鑑みれば、支援、広く行っていくというのは大事だと思いますし、作品等というところについてなのですが、そこには実演芸術も含まれるべきと考えますが、その点についての提案者のお考えをお聞かせください。

○福岡資麿君 委員御指摘の幅広く支援することの重要性については、発議者としても同じ認識でございます。

その上で、基本理念の第一として、文化芸術活動を幅広く促進することを掲げておりますが、その促進の対象は、文化芸術基本法の文化芸術活動全般となっておりますので、御指摘の実演芸術に関する活動も含まれるというふうに思っております。

ただ、御指摘のように、作品等という表現がございしますが、この等を付けることによりまして、演奏や公演などの実演が含まれるものというふうなものがありますから、その全てを例示することは難しいことからこのような表現とさせていただきます。

また、御指摘のように、作品等という表現がございしますが、この等を付けることによりまして、演奏や公演などの実演が含まれるものというふうなものがありますから、その全てを例示することは難しいことからこのような表現とさせていただきます。

また、御指摘のように、作品等という表現がございしますが、この等を付けることによりまして、演奏や公演などの実演が含まれるものというふうなものがありますから、その全てを例示することは難しいことからこのような表現とさせていただきます。

○吉良よし子君 改めて、幅広いものであり、実演も含まれるという御答弁でした。大事だと思っております。

○吉良よし子君 改めて、幅広いものであり、実演も含まれるという御答弁でした。大事だと思っております。

それでは、次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法案について伺いたいと思います。まず、本法案の立法に至った背景についてお聞きしたいと思います。昨年は、全会一致で成立した文化芸術基本法第十五条には、国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることに

現在、二〇二〇年の東京オリンピック・パラリンピックに向けた文化プログラムが進められているところでございますが、オリンピック・パラリンピックの後にも日本において国際文化交流の祭典が各地で開催されることは好ましいことであり、そのためにも早期に法律を整備する必要があると考えております。

これでも一定こうした国際文化交流の祭典の実施というのは担保されていると思いますが、これ

○吉良よし子君 十五条の趣旨を実行に移すため

ということでございます。

もう一つ伺いたいのですけれども、先ほど大臣から、芸術家の自主性、表現の自由の尊重は極めて大事だという御答弁もありましたが、本法案においても上からの押し付けというのはあつてはならないと思います。芸術家らの自主性の尊重、表現の自由、最大限尊重すべきと思いますが、その点いかがでしょうか。

○委員以外の議員(中山恭子君) 私の思いをいたしまして、文化芸術への不当な関与はあつてはならないと考えております。また、国による文化芸術の内容への干渉は、かえって文化芸術の質の低下につながるとさえ考えております。

この法案は、文化芸術基本法の体系の中に位置付けられるものであり、表現の自由を重視し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重する文化芸術基本法の基本理念はこの法案にも当然に及ぶところでございます。したがって、自主性や表現の自由の尊重に十分配慮しつつ、この法案の運用がなされるべきであると考えております。法案の基本的施策では、文化芸術の内容に踏み込まず、祭典の実施を推進するための言わば環境整備としての項目を定めているところでございます。

○吉良よし子君 自主性、自由は最大限尊重すべきということでしたけれども、その仕組みが本法案だということですが、ここでやはり一つ懸念があるのが、本法案は政府の閣議決定により基本方針と推進基本計画を定めて大規模な国際文化交流祭典の実施を推進するものと、つまり、閣議決定される基本計画が時々の政策によって左右されて推進される対象が変わってしまうのではないかと懸念があるわけですが、その点いかがでしょうか。ちよつと簡潔にお願いいたします。

○委員以外の議員(中山恭子君) 時の政府の考えにより推進対象が変わるのではないかと御懸念につきましては、そのような国による文化芸術への不当な関与はあつてはならないことであると考えております。

この法案の第八条におきまして、大規模祭典の

継続的かつ安定的な実施を図るため、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行えるよう必要な施策を講ずるものとしております。

○吉良よし子君 そうならないようにということではございますけれども、ただ、やはり私、法案を読んでいると、それだけでは推進する対象が法案で明確になっていない、その時点でやはり時の政権の恣意的な判断や政策が文化芸術の場に持ち込まれかねない、そういう懸念は払拭できないと思うんですね。

文化行政については、戦後、憲法の下、国は金を出しても口を出さないことが原則だったはずですが、本法案が時の政権によって場合によっては悪用され、金も口も出す事態にならないとも限らないその懸念が払拭できない以上、ちよつとこの法案には賛成しかねるという意見を申し上げたいと思います。

○委員長(高階恵美子君) お時間が参っておりますので、おまとめください。

○吉良よし子君 また、なお、障害者の文化芸術活動の推進に関する法案については賛成すること述べまして、質問を終わらせていただきます。済みません。ありがとうございます。

○委員長(高階恵美子君) 他に御発言もないようですから、両案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより両案について討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

まず、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高階恵美子君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、大島九州男君から発言を求められてお

りますので、これを許します。大島九州男君。○大島九州男君 私は、ただいま可決されました障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案に対し、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会、希望の会(自由・社民)、立憲民主党及び希望の党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、基本計画の策定に当たっては、国民の果たすべき役割についても定めること。

二、障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすき環境の整備の促進に関する施策の一環として、障害者の鑑賞のために文化芸術の作品等に係る複製、提供等を行う事業の円滑化を図るため、著作権制度等について所要の検討を行うこと。

三、この法律で定める施策を講ずるに当たっては、障害者の作品等の評価に際し、既存の価値観にとらわれず、幅広い作品等の価値が認められるようにするとともに、その評価によつて分断や差別が生ずることのないよう十分留意すること。

四、障害者文化芸術活動推進有識者会議の構成員には、障害者による文化芸術活動を支援する団体の関係者や文化芸術活動を行う障害者本人が含まれるようにすること。

右決議す。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(高階恵美子君) ただいま大島君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高階恵美子君) 多数と認めます。よつて、大島君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、林文部科学大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。林文部科学大臣。

○国務大臣(林芳正君) ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○委員長(高階恵美子君) 次に、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案について採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(高階恵美子君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきまして、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(高階恵美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十八分散会

四月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願(第一一九六号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第一一九七号)(第一一九八号)

一、障害児学校の設置基準策定に関する請願(第一一九九号)(第二〇〇号)

一、専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願(第二〇〇号)(第二〇二号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助

成の増額に関する請願(第二〇三号)(第二〇四号)

一、私立幼稚園・認定こども園を始めとした幼児教育の充実と発展に関する請願(第二〇五号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第二二〇号)

一、私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関する請願(第二二二号)

第一一九六号 平成三十年三月三十日受理
私立学校の保護者負担を軽減するとともに、教育環境の改善のための私学助成を充実することに関する請願

請願者 北海道石狩市 樺澤里枝 外一万四千九百九十九名

紹介議員 長谷川 岳君
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一一九七号 平成三十年三月三十日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 岩手県盛岡市 土谷慎一 外九百九十九名

紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一一九八号 平成三十年三月三十日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 滋賀県彦根市 北村優佳 外二万三千九百九十九名

紹介議員 二之湯武史君
この請願の趣旨は、第五三号と同じである。

第一一九九号 平成三十年三月三十日受理
障害児学校の設置基準策定に関する請願

請願者 東京都昭島市 加藤功 外九十九

名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二二〇〇号 平成三十年三月三十日受理
障害児学校の設置基準策定に関する請願
請願者 東京都江東区 小宅一弘 外九十
九名
紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第五四号と同じである。

第二二〇一号 平成三十年三月三十日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 埼玉県深谷市 菅原利香 外百九
十九名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二〇二号 平成三十年三月三十日受理
専任・専門・正規の学校司書の配置に関する請願
請願者 秋田県湯沢市 菅剛基 外九十九
名
紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第六四号と同じである。

第二二〇三号 平成三十年三月三十日受理
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増
額に関する請願
請願者 東京都調布市 中村光宏 外一万
四百六十八名
紹介議員 木戸口英司君
この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第二二〇四号 平成三十年三月三十日受理
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増
額に関する請願
請願者 京都市 三宅香織 外八千九百九
十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

第二二〇五号 平成三十年三月三十日受理
私立幼稚園・認定こども園を始めとした幼児教育
の充実と発展に関する請願
請願者 愛知県岡崎市 山田陽子 外三百
九十九名
紹介議員 木戸口英司君

現在、幼稚園児の約八割が私立幼稚園に通って
おり、私立幼稚園は幼児教育に大きな役割を果た
している。子供の成長発達には子供同士の育ち合
いや教師の一人一人の子供に対するゆとりを持っ
た関わりが不可欠である。近年、多様なニーズの
子供たちが増え、一人一人の子供により一層ゆと
りを持つて関わる必要がある。しかし、その
うした幼稚園の教育条件を整えるための費用は、
その多くを保育料に頼っており、父母の負担は相
変わらず重く家計にのしかかっている。今年三年
目を迎える子ども・子育て支援新制度は、「教職
員が一気に増えて教育内容にばらつきが出てい
る」「認定区分により事務処理の仕方が異なるため
仕事量が増えた」など、様々な困惑と混乱の声が
上がってきている。

ついでに、二十一世紀の私立幼稚園・認定こ
ども園が子供たちにゆとりと楽しく豊かな経験が
できる教育の場となり、父母が経済的な不安なし
に子供に教育を受けさせることができるよう、ま
た、教職員が生活や過労に脅かされることなく幼
児教育に専念し働き続けることができるよう、次
の事項について実現を図りたい。

一、私立幼稚園の経営安定、教育条件の改善のた
めに、経常費助成を大幅に増額すること。
二、父母負担を軽減するために、所得基準を緩和
するなど幼稚園就園奨励費を大幅に増額するこ
と。
三、教職員の労働条件改善のために、人件費に充
当される補助項目を創設すること。
四、行き届いた教育を行うために、幼稚園設置基
準を三歳児十五名、四・五歳児二十名以下のク

ラス定員に改正すること。

五、「子ども・子育て支援新制度」へ移行した園に
おいて、教育・保育条件が現行水準より後退し
ないように、職員確保のための助成の拡充や、
公定価格の増額をすること。
六、幼児教育への株式会社社の参入を認めないこ
と。

第二二二〇号 平成三十年四月二日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市 小野博司 外
二万二千名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第五三三号と同じである。

第二二二一号 平成三十年四月二日受理
私立大学生の学費負担の大幅軽減と私大助成の増
額に関する請願
請願者 横浜市 三宅祥隆 外一万二千五
百四名
紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第六一七号と同じである。

四月十六日日本委員会に左の案件が付託された。
一、障害者による文化芸術活動の推進に関する
法律案(大野泰正君外八名発議)
一、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する
法律案(上野通子君外九名発議)

障害者による文化芸術活動の推進に関する法
律案
障害者による文化芸術活動の推進に関する
法律
目次
第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 基本計画等(第七条―第八条)
第三章 基本的施策(第九条―第十九条)

第四章 障害者文化芸術活動推進会議(第二十 条)

附則 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造
し、又は享受する者の障害の有無にかかわら
ず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすも
のであることに鑑み、文化芸術基本法(平成十
三年法律第四十八号)及び障害者基本法(昭和
四十五年法律第八十四号)の基本的な理念に
のっとり、障害者による文化芸術活動(文化芸
術に関する活動をいう。以下同じ)の推進に関
し、基本理念、基本計画の策定その他の基本と
なる事項を定めることにより、障害者による文
化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計
画的に推進し、もって文化芸術活動を通じて障
害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を
図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者
基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。
(基本理念)

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次
に掲げる事項を旨として行われなければならない。
一 文化芸術を創造し、享受することが人々の
生まれながらの権利であることに鑑み、国民
が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞
し、これに参加し、又はこれを創造すること
ができるよう、障害者による文化芸術活動を
幅広く促進すること。

二 専門的な教育に基づかず人々が本来有す
る創造性が発揮された文化芸術の作品が高い
評価を受けており、その中心となつていもの
が障害者による作品であること等を踏ま
え、障害者による芸術上価値が高い作品等の
創造に対する支援を強化すること。

三 地域において、障害者が創造する文化芸術

の作品等(以下「障害者の作品等」という。)の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。

2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針

二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政

府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一條において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術

を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができ環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他の公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の

事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、

国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもつて構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に關し学識経験を有する者によつて構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術振興基本法の一部を改正する法律の一部改正)

2 文化芸術振興基本法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条ただし書を削る。

附則第三条第五号を削る。

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第六条)
第二章 基本計画(第七条)
第三章 基本的施策
第一節 国の施策(第八条―第十八条)
第二節 地方公共団体の施策(第十九条)
第四章 国際文化交流の祭典推進会議(第二十

附則 (条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に關し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施を推進するために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて国際文化交流を通じてた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいう。ただし、第十二条及び第十四条を除き、我が国において行われるものに限る。

(基本理念)

第三条 国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 国際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的

に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。

二 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。

三 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようにする

こと。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようにするとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようにすること。

四 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。

五 国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策と、国際観光の振興に關する施策、地域の活性化に關する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようにすること。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本計画

第七条 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策についての基本的な方針

二 国際文化交流の祭典の実施の推進に關し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、国際文化交流の祭典の実施の推進に關する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、第三項の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三章 基本的施策

第一節 国の施策

(大規模祭典の継続的かつ安定的な実施)

第八条 国は、大規模祭典(第三条第二号の国際文化交流の祭典及びこれを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下第十三条までにおいて同じ。)の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に關し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れることができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備)

第九条 国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に關し外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上)

第十条 国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び宣伝の強化、海外において効果的に

情報を発信することのできる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典への来訪者の利便性の向上)

第十一条 国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典を実施する者の海外との交流等)

第十二条 国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携)

第十三条 国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとする。

(情報の収集等)

第十四条 国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(専門的能力を有する者の確保等)

第十五条 国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(ボランティア活動への参加の促進等)

第十六条 国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際文化交流の祭典の相互の連携)

第十七条 国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体、民間の団体等に対する支援)

第十八条 国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第十九条 地方公共団体は、前節の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとする。

第四章 国際文化交流の祭典推進会議

第二十条 政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。